

日・シンガポール租税協定改正議定書

○ 租税協定とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し、二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の国際協力の推進を通じ脱税を防止することを主な目的とするもの。

○ 我が国は、シンガポールとの租税協定を1995年に締結。日・シンガポール租税協定改正議定書は、両国間での脱税及び租税回避の防止の観点から、現行の情報交換に関する規定(第26条)を国際標準たるOECDモデル条約に則した形に改正するもの。

